

5. 行政上の義務履行確保

Date

/

Date

/

Date

/



行政上の義務履行確保に関する次のア～オの記述のうち、最高裁判所の判例に照らし、誤っているものの組合せはどれか。なお、問題文にある法令は、事件当時のものとする。

ア 農業災害補償法により、農業共済組合が組合員に対して有する債権については行政上の強制徴収の手段が認められている以上、民事訴訟法上の強制執行の手段によってこれらの債権の実現を図ることは法の趣旨に反する。

イ 国又は地方公共団体が専ら行政権の主体として国民に対して行政上の義務の履行を求める訴訟は、自己の権利利益の保護救済を目的とするものといえるので、法律上の争訟として裁判所の審判の対象になる。

ウ 独禁法*違反のカルテル行為について刑事事件で罰金刑が確定し、取引の相手方である国から不当利得返還請求訴訟を提起されている者に対して、同法の規定に基づき課徴金の納付を命ずることは、憲法39条、29条、31条に違反する。

エ 法人税法における追徴税は過少申告・不申告による納税義務違反の発生を防止するための行政上の措置であるから、これに罰金を併科しても憲法39条に反しない。

オ 刑事訴訟法160条は秩序罰としての過料を規定したものであり、同法161条は刑罰としての罰金、拘留を規定したものであって、両者は目的、要件及び実現の手続を異にし、必ずしも二者択一の関係にないから併科を妨げない。

1 ア・エ 2 ア・オ 3 イ・ウ 4 イ・エ 5 ウ・オ

(注) * 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律

正解
3

5. 行政上の義務履行確保 「行政上の義務履行確保」

ア 正しい

判例は、農業共済組合が、農業災害補償法上、特に行政上の強制徴収の手段を与えられながら、この手段によることなく民事訴訟法上の強制執行の手段によってこれらの債権の実現を図ることは、農業災害補償法の立法の趣旨に反し、公共性の強い農業共済組合の権能行使の適正を欠くものとして、許されないとする（最大判昭41.2.23）。

イ 誤り

判例は、国又は地方公共団体が専ら行政権の主体として国民に対して行政上の義務の履行を求める訴訟は、法規の適用の適正ないし一般公益の保護を目的とするものであって、自己の権利利益の保護救済を目的とするものということとはできないから、法律上の争訟として当然に裁判所の審判の対象となるものではないとする（最判平14.7.9）。

ウ 誤り

判例は、カルテル行為について私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律違反被告事件において罰金刑を科せられるとともに、国から不当利得返還請求訴訟を提起されている者に対して、同法の規定に基づき課徴金の納付を命ずることは、憲法39条、29条、31条に違反しないとする（最判平10.10.13）。

エ 正しい

判例は、法人税法（昭和25年法律72号による改正前のもの）43条の追徴税は、過少申告・不申告による納税義務違反の発生を防止し、もって納税の実を挙げようとする趣旨から出た行政上の措置であると解すべきであり、納税義務違反者に対する刑罰として課する趣旨ではないから、罰金を併科しても憲法39条に反しないとする（最大判昭33.4.30）。

オ 正しい

判例は、刑事訴訟法160条は秩序罰としての過料を規定したものであり、同法161条は刑罰としての罰金、拘留を規定したものであって、両者は目的、要件及び実現の手續を異にし、必ずしも二者択一の関係にならないから併科を妨げないとする（最判昭39.6.5）。

以上により、誤っているものの組合せは肢3であり、正解は**3**となる。